

# 長野県道路公社 発注工事

## 標準 現場説明事項・施工条件明示事項

長野県道路公社

# 現場説明事項・施工条件明示事項

長野県道路公社

この「標準 現場説明事項・施工条件明示事項」は、長野県道路公社が発注する全建設工事に適用する。

各明示事項については、本標準では記入例として記載されているが、特に各々の現場で固有の明示事項がある場合は、設計書に添付する「箇所別 現場説明事項・施工条件明示事項」で別途明示する。（別途明示する項目については、印としています）

工事の実施にあたっては、「長野県土木部土木工事共通仕様書」及び「長野県土木工事施工管理基準」その他指定された図書を参考とし、かつ以下の事項について施工条件とする。

## 1 工事内容（ ）

(1) 工事概要 金抜き設計書のとおり

(2) 本工事箇所に関連する測量、設計委託及び地質調査等の報告資料は、閲覧が可能である。また、契約後は貸与も可能である。

## 2 工期関係（ ）

(1) 標準工程契約

工期は、雨天・休日等を見込み、着手の日から起算して\_\_\_\_日間とする。

なお、休日等には日曜日・祝日、夏期休暇及び年末年始休暇の他、作業期間内の全土曜日を含んでいる。

（ 工期は 年 月 日指定とする）

ただし、 については、 の理由により 年 月 日までに完成させること。

## 3 工程関係（ ）

(1) 本工事に近接ないし競合して下記の工事が施工されるので、請負者間相互の連絡・調整を密にして施工すること。なお、連絡及び調整事項の内容を監督員に報告すること。

発注者	工事名	工期または工事内容等	影響箇所	備考
市	工区	H 年 月 日完了見込み	交差点部	市条件
地方事務所	工区	同時発注、H 年 月 日完了見込み		
××町下水道課	工事	H 年 月発注予定		

(2) 本工事において、施工期間及び施工方法等に下記の制約条件があるため、適切な処置を行うこと。

制約条件	位置等	制約条件及び内容
施工時間	区間	により原則として夜間工事は行わない
占用申請	全区間	H 年 月許可見込み

(3) 本工事において、下記のとおり関係機関及び地域住民との協議をするものとしている。

関係機関等	事項	制約内容	時期
区	地元説明会	区内道路の使用方法等	H 年 月予定
消防署	通行制限方法		H 年 月予定
J R 線	施工協議	No 付近土留工	H 年 月予定

#### 4 施工計画

- (1) 施工計画書は、設計図書、「長野県土木工事共通仕様書」、「現場説明事項・施工条件明示事項」及び現場条件等を考慮し、速やかに作成し提出すること。
- (2) 変更契約後は「変更施工計画書」を作成し提出すること。

#### 5 用地関係

- (1) 工事に必要な用地のうち、一部未買収地が存在している箇所は、下記のとおりである。

下記の用地については、買収でき次第、発注者から通知を行います。( )

未買収位置	面積	特記事項
No. ~ 間	約 m <sup>2</sup>	月 日以降予定
No. ~ 間	約 m <sup>2</sup>	月 日以降予定

- (2) 本工事に必要な用地のうち、発注者側で借地する箇所および期間等は以下のとおり。( )

借地目的	借地場所及び面積	条件等	内 容
工 作 業 ヤ ード	別紙図面の箇所	借地期間	H 年 月 日 ~ 月 日ただし、 月 日の際には工事を一時中断すること。
		使用条件	
		復旧方法	
	約 m <sup>2</sup>	特記事項	
仮設道路	別紙図面の箇所	借地期間	H 年 月 日 ~ 月 日 H 年 月契約見込み(現在未契約)
		使用条件	
		復旧方法	
	約 m <sup>2</sup>	特記事項	

- (3) 上記以外に必要な用地の借用、及びこれに伴う諸手続については、請負者側で対応すること。特に「農地の一時転用」については、事前に地方事務所農政課、市町村、農業委員会等と調整し許可を得ること。
- (4) 借地等の復旧については、原形復旧を原則とし、所有者、管理者等と立ち会いの上、借地期間内に返還まで完了すること。
- (5) 借地等の復旧箇所については、着手前の状況を写真や測量成果等で記録するとともに、境界杭や構造物の移動については引照点等を設けるなど適切な管理を行い、必要に応じて所有者等の立ち会いを実施し了解を得たうえで着工しなければならない。

#### 6 周辺環境保全関係

- (1) 建設機械・設備は排出ガス対策型機械使用を原則とする。(別紙1)
- (2) 現場発生残土等各種資材を搬出時には、運搬車両等から土砂を確実に除去してから

一般道へ出ること。なお、一般道が当該工事による原因で破損及び汚れた場合は、請負者の責任において処理すること。

- (3) 本工事の施工に伴い、一部区間において、第三者に何らかの影響を及ぼすことが懸念される場合は、下記のとおり調査費を計上しているため、調査にあたっては、それぞれの特記仕様書により実施し、その結果を報告すること。なお、現地の状況等により調査範囲を変更する必要があると認められる場合は、監督員と協議すること。( )

調査項目	調査数量	仕様
家屋調査	事前のみ 件	家屋事前調査業務標準仕様書
地下水観測	設計書の数量	特記仕様書のとおり
騒音調査	No. ~ 間	特記仕様書のとおり
振動調査	No. ~ 間	特記仕様書のとおり
地盤沈下調査	No. ~ 間	特記仕様書のとおり
電波障害	全区間	

- (4) 本工事施工に伴い発生する排水は、沈殿処理、pH管理等を行うなど各法令を守り、自然環境等に悪影響を及ぼすことの無いよう適正に処理し、特に指示のある場合を除き近傍の公共用水域及び排水用水路等に排水すること。また、排水路等については、常に適切な維持管理を行い、従前の機能を損なわないようにすること。( )

対策項目	処理施設	処理条件	特記事項
濁水対策			
湧水対策			

- (5) 特に住宅近接地域での騒音・振動等、水田や畑への排水の流出等の公害防止対策を事前に十分検討するとともに、問題が生じた場合は速やかに対処すること。
- (6) 地下掘削工事は、周囲の構造物及び地表への影響が出ないように、掘削量等の施工管理を適切に行い、沈下や陥没等が生じた場合は公衆災害防止処置を直ちに講じるとともに速やかに監督員に報告しその後の対応にあたること。
- (7) 現場周辺の井戸位置を確認し、監督員と協議の上、必要に応じ水質の監視を行うこと。これについては、変更対象とする。
- (8) 過積載防止関係
- ・県が定める過積載防止対策にそって必ず対策を行うこと。
  - ・取引メーカー業者から購入する各種材料（生コン・As・骨材等）や下請業者についても過積載防止対策の範囲とする。
  - ・対策について、施工計画書（施工方法）に具体的に記載すること。
  - ・工事現場において過積載車両等が確認された場合、速やかに改善を行うとともに発注者にその内容を報告すること。

## 7 安全対策関係

- (1) 工事現場に置いては、共通仕様書 1 - 1 - 38 に基づき、労働災害、公衆災害防止に努めるとともに、全作業員を対象に定期的に安全教育、研修及び訓練を行うこと。
- (2) 安全教育、研修及び訓練については、工事期間中、月一回（半日）以上実施し、具体的内容について施工計画書に記載するとともに、この結果は工事日誌へ記録するほか工事写真等も整理のうえ提出すること。

- (3) 本工事における交通整理員は、下記のとおり配置を計上している。なお、近接工事などで交通量が著しく増減した場合や、道路管理者等からの要請により現場条件に著しい変更が生じた場合を除き原則として設計変更の対象としない。( )

工種	配置場所	配置員数	施工時間	備考
工		人/日	昼・夜	
工		人/日	昼・夜	

- (4) 交通安全施設については、下記により実施することを原則とする。  
 ・仮設ヤードまわりは、パネルフェンス等を単管等で固定し、公衆の安全対策を講じること。  
 ・車道部分に接し、車など飛び込みの恐れのある場合はガードレール・視線誘導板、回転燈等を設置するとともに、特に夜間の安全対策に配慮のこと。
- (5) 現場の出入口の管理は、伸縮ゲート等を用い、施錠が可能な構造とすること。
- (6) 交通規制箇所については、規制期間を極力短くし、袋小路にならないように計画すること。また、行事等の時期を把握し、地元の希望に沿う規制方法とすること。

## 8 仮設工事等関係

### (1) 工事用道路関係

公道及び私道を工事用道路として使用する場合は、交通整理、安全管理を十分に行い、事故・苦情が無いようにすること。また、道路及び付属施設を破損した場合は、請負者の責任において速やかに原型復旧すること。

- (2) 仮設工は、撤去を原則とするが仮設土留め工の内、設計書に明示した部分は埋め殺しとする。なお、現場条件により周囲の構造物等に影響を与えると認められる場合は撤去方法について協議すること。( )

仮設物	内容	期間	条件等
仮設土留工	区間 L= m分		
足場			

- (3) 請負者に起因する工期延長等にとまなう、仮設材の損料又は賃料期間の設計変更は原則として行わない。

## 9 発生土・特定建設資材、産業廃棄物関係 ( )

- (1) 本工事の施工において生じる発生土・特定建設資材及び産業廃棄物の処分については、下記の処分先を想定して処分費、運搬費を計上している。

なお、請負者の都合による処分先の変更については原則として設計変更しない。

発生物のうち は、本工事の 工に使用しますので、施工方法等を協議すること。また、発生物のうち は、他工区に使用するので、現場内 で引渡を受けるので関係者や外部進入者等に危険とならないように保管願います。

さらに、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法：平成12年法律第104号）が平成14年5月30日に完全施行されたことにより、一定規模以上の建設工事については、発生する特定建設資材廃棄物を基準に従って工事現場で分別解体等し、再資源化等することが義務付けられているので、適正に執行願います。

1. 建設発生土

受入場所・仮置き場所	処分方法	運搬距離	特記事項
地先	指 定	k m	

条件 ア) 指定の場合、地区名及び運搬距離を明示する。

イ) 距離指定の場合、運搬距離のみ記入し設計変更の対象とする。

2. 特定建設資材（建設リサイクル法）

種 別		処分条件	処分先・運搬距離・数量・金額等		
アスファルト・コンクリート塊		再利用	処理工場名	工場	
			運搬距離	km	
			数 量	t	
			直接工事費	処分費 円	
				運搬費 円	
セメント・コンクリート塊	無筋 Co	再利用	処理工場名	工場	
			運搬距離	km	
			数 量	t ・ m <sup>3</sup>	
				直接工事費	処分費 円
					運搬費 円
	鉄筋 Co	再利用	処理工場名	工場	
			運搬距離	km	
			数 量	t ・ m <sup>3</sup>	
					直接工事費
				運搬費 円	
二次製品		再利用	処理工場名	工場	
	運搬距離		km		
	数 量		t ・ m <sup>3</sup>		
			直接工事費	処分費 円	
				運搬費 円	
建設資材木材			処理工場名	工場	
			運搬距離	km	
			数 量	t ・ m <sup>3</sup>	
			直接工事費	処分費 円	
				運搬費 円	

備考 ア) 設計数量の処分費・運搬費を明示する。

イ) 積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。

ウ) 上記条件明示より下回る場合は、変更の対象とする場合がありえる。

エ) 現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものではない事項については変更の対象とする。

3. 産業廃棄物（建設廃棄物処理指針）

種 別		処分条件	処分先・運搬距離・数量・金額等	
木くず( 抜根・伐採材)		再利用	処理工場名	工場
			運搬距離	km
			数 量	t
			直接工事費	処分費 円
				運搬費 円
汚 泥			処理工場名	工場
			距離	km
			数 量	t ・ m <sup>3</sup>
			直接工事費	処分費 円
				運搬費 円

その他（金属クズ他）	処理工場名	工場
	運搬距離	km
	数 量	t ・ m <sup>3</sup>
	直接工事費	処分費 円 運搬費 円

備考 ア) 備考欄の内容については、2 特定建設資材欄と同じ。

(2) 建設副産物の運搬・処理について

- ア 建設副産物の運搬を廃棄物処理業者に委託する場合には、必ず書面による委託契約を締結すること。
- イ 運搬及び処分を業とする許可証を確認し、添付すること。
- ウ 下請業者が建設副産物を運搬・処理を行う場合でも、下請契約とは別に委託契約を締結する。
- エ マニフェストにより、適切に運搬・処理されているか確認を行うとともに、マニフェスト（A、B2、D、E 表）の写し及び再資源化施設、最終処分場との関係を示す写真を竣工書類に添付すること。

オ 請負者が施工計画書に記載若しくは整備すべき事項  
・記載事項

処理方法	1 再資源化	2 破碎処理	3 焼却処理	4 埋立処分場	5 その他
処分先 (業者)	業者名 住所		許可番号		
運搬委託先 (委託の場合)	業者名 住所		許可番号		
その他	資源化の方法など				

・添付書類

- ア 処理先の許可書の写し及び(収集運搬を委託する場合)収集運搬業者の許可書の写し
- イ 請負者と処理又は運搬業者との契約書の写し
- ウ 処理業者の所在地及び計画運搬ルート

(3) 再生資源利用等計画書、実施書の提出

- ア 施工計画書にあわせて「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を提出する。
- イ しゅん工時に「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成し、提出する。
- ウ 作成は、指定されたシステムにより行い、実施書はデータの入力されたFDを添付する。
- エ 対象は、量の多少にかかわらず発生する工事の全てとする。

10 薬液注人工（薬液注人工がある場合の工事に適用）

(1) 薬液注入に伴う水質調査、材料及び数量は次によること。

水質調査( )

	試験項目	分析回数	備考
水質試験	(1) pH	回	
	(2) 過マンガン酸カリ消費量	回	
	(3)		
	(4)		
	(5)		

観測井の設置本数 ( )

	ボーリング長 ( m )							
	H= m	H= m	H= m	H= m	H= m	H= m	H= m	H= m
設置本数	本	本	本	本	本	本	本	本
撤去本数	本	本	本	本	本	本	本	本

注入剤、注入量 ( )

セメント乳液	水ガラス系		水ガラス系 (瞬結)		工 法
	懸濁型	溶液型	懸濁型	溶液型	
KI	KI	KI	KI	KI	

( 2 ) 工事関係留意事項

施工計画の際に以下に記す事項について具体的に示し、周辺環境に悪影響を及ぼさないよう入念な施工管理を行うとともに、公衆災害防止に努めること。

- ・薬液注入プラントからの流出防止対策
- ・プラント洗浄液の流出防止及び中和対策
- ・路面からの流出防止対策

1 1 工事支障物関係 ( )

( 1 ) 本工事区間において、支障物件の処置の予定は下記のとおりである。

事業着手前に、管理者立会いのもと試掘等の調査を実施し、処置方法等について協議すること。

支障物件	管理者	位 置	工事方法(見込)	移設時期
架空線	中電他	No 付近	防護	H 年 月

1 2 品質及び技術管理関係

( 1 ) 工事カルテ作成、登録について

請負者は、工事請負代金額 5 0 0 万円 (消費税込) 以上の工事 (H14 年 12 月 1 日以前の契約工事は 2 , 5 0 0 万円以上) について、工事实績情報サービス (CORINS) 入力システム ((財) 日本建設情報総合センター) に基づき、「工事カルテ」を作成し監督員の確認を受けた後に、直ちに登録を行い発行された「工事カルテ受領書」の写しを監督員に提出する。提出期限は、以下のとおりとする。

- ・受注時登録の提出期限は、契約締結後 1 0 日以内とする。
- ・完了時登録の提出期限は、しゅん工検査日までとする。
- ・施工中に、受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から 1 0 日以内とする。

注) ただし、工事請負金額 5 0 0 万円以上 2 , 5 0 0 万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。

( 2 ) 建設資材のうち、コンクリート圧縮強度試験及び鉄筋試験等については、原則として、建設技術センター試験所にて行うこと。また、圧縮試験供試体には、請負者の主任技術者又はコンクリート担当技術者がサインした Q C 版を入れる。

( 3 ) コンクリート品質管理の取扱いについて

ア コンクリート担当技術者の配置

- ・請負者は、5 0 m<sup>3</sup>以上のコンクリート工事においては、コンクリート担当技術

者を配置する。

- ・同技術者は、現場代理人との兼務は不可であるが、主任技術者及び監理技術者との兼務は可能であり、施工計画書に明示する。
- イ 責任分界点からの請負者が行う品質管理
- 請負者は「責任分界点」から先の全ての品質管理に責任を負うものであり、品質管理のための試験等を生コン会社に委託した場合には、その全てに立ち合うこと。
- ウ 生コン納品書（伝票）の扱い
- ・生コン納品書は竣工成果品として提出するものとする。
  - ・納品書には、工場発時間、現場着時間及び打設完了時間を記入するものとする。

#### （４）工事に使用する材料の承認

工事で、使用する材料は「材料承認願い」を提出して承認を得ること。ただし、一括承認済である材料は「材料承認願い」の提出は不要である。

### 1 3 各種調査・試験に対する協力

（１）「土木工事共通仕様書」1 - 1 - 15にもとづき、発注者が自ら又は、発注者が指定する第三者が行う下記調査等及び試験に対して、協力しなければならない。

#### ア 公共事業労務費調査

- ・正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法に従い就業規則を作成するとともに賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。また、工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者も同様の義務を負う旨を定めなければならない。

#### イ 諸経費動向調査

#### ウ 施工合理化調査（歩掛実態調査）

- ・施工合理化調査に該当となった工種については、発注者から指示があるとともに、技術管理費に当該調査に関わる調査費用を計上する。

### 1 4 その他

- （１）常に意識を持ってコスト縮減に取り組み、設計に反映できるように努める。
- （２）建設現場における福祉改善や労働時間の改善、または地域住民に対する工事現場の開放やPRなど、建設産業に対する理解の増進に資する事業の実施等の構造改善対策にも配慮する。
- （３）暴力団関係者等から工事妨害などの被害を受けた場合は、速やかに被害届を警察に提出する。
- （４）下記の指導事項により、適正に工事を執行すること。（別紙２）

(別紙1)

排出ガス対策型建設機械について

本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。排出ガス対策型機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

排出ガス対策型建設機械或いは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において、使用する建設機械の写真撮影を行い監督員に提出するものとする。

排出ガス対策型建設機械を原則使用とする機種

機 種	備 考
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル(車輪式) ・ブルドーザ ・発動発電機(可搬式) ・空気圧縮機(可搬式) ・油圧ユニット (以下に示す基礎工事用機械のうち、ベスマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの;油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、前回転型オールケーシング掘削機) ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kw以上260kw以下)を搭載した建設機械に限る。

## (別紙 2)

### 指 導 事 項

#### 1 建設産業における生産システムの合理化指針の遵守等について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システムの合理化指針」において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。

#### 2 建設工事の適正な施工の確保について

(1) 建設業法(昭和24年5月24日法律第100号)及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年1月27日法律第127号)に違反する一括下請負その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。

(2) 建設業法第26条の規定により、請負者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者又は専任の監理技術者については、適切な資格、技術力を有する者(工事現場に常駐して、専らその職務に従事する者で、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。)を配置すること。

(3) 上記の他、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。

#### 3 労働福祉の改善等について

建設労働者の確保を図ること並びに労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入等労働福祉の改善に努めること。

#### 4 建設業退職金共済制度について

(1) 建設業者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。

(2) 建設業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入して現物により交付すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すべきこと。

(3) 請負代金の額が800万円以上の建設工事の請負契約を締結したときは、建設業者は、建退共制度の発注者用掛金収納書(以下「収納書」という。)を工事締結後1ヶ月以内に事務所に提出すること。なお、工事契約締結当初は工場制作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合においては、あらかじめその理由及び共済証紙の購入予定時期を書面により申し出ること。

(4) 建設業者は、(3)の申し出を行った場合、請負代金額の増額変更があった場合等において、共済証紙を追加購入したときは、当該共済証紙に係る収納書を工事完成時まで提出すること。なお、(3)の申し出を行った場合又は請負代金額の増額変更があった場合において共済証紙を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申

し出ること。

- ( 5 ) 共済証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、共済証紙の受払い簿その他関係資料の提出を求めることがあること。
- ( 6 ) 建設業者は、建設業退職金共済制度への加入に努めること。
- ( 7 ) 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請業者に建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。

#### 5 ダンプトラック等による過積載等の防止について

- ( 1 ) 積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。
- ( 2 ) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- ( 3 ) 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等にあたっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- ( 4 ) さし枠装着車、物品積載装置の不正改造したダンプカー及び不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。
- ( 5 ) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
- ( 6 ) 取引関係のあるダンプカ - 事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- ( 7 ) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下法という。)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- ( 8 ) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- ( 9 ) 以上のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。